

新型コロナウイルス感染症一時金特約付き国内旅行傷害保険について

【新型コロナウイルス感染症一時金】

国内旅行中または旅行終了後 14 日以内に新型コロナウイルス感染症を発病(*)した場合に、保険金 3 万円をお支払いします。

* 新型コロナウイルス感染症の発病は、医師による診断を必要とします。

＜保険金をお支払いしない主な場合＞

- ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した新型コロナウイルス感染症
- 保険金受取人の故意または重大な過失によって発病した新型コロナウイルス感染症（その方が受け取るべき金額部分）
- 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した新型コロナウイルス感染症

等

【メディカルアシスト】

ご旅行中、お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。

また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

＜サービス一覧＞

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に 24 時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

<ご注意事項>

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者および保険の対象となる方、またはそれらの方の配偶者・ご親族の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- 本サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

【その他の補償】

死亡保険金

国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額（100 万円）の全額をお支払いします。

後遺障害保険金

国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額（100 万円）に 4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。

※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額（100 万円）が限度となります。

<保険金をお支払いしない主な場合>

- ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ
- 保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ（その方が受け取るべき全額部分）

- けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ
- 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
- 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、早産、流産によるケガ
- 外科的手術その他の医療措置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ
- 核燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ
- ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動中のケガ
- 自動車等の乗用具を用いて協議・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ
- むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見の無いもの

等

〈個人情報取扱い〉

保険契約者である企業または団体は東京海上日動に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動および東京海上日動のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑦の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 東京海上日動と東京海上日動のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- ⑦ 旅行同行者の保険金のお支払いに必要な範囲内で、保険金の対象となる方の保険金請求内容等を旅行同行者に提供する、または保険金のお支払いに利用すること

※詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ
(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。